

平成 25 年度第 2 回(通算第 18 回)冷凍空調規格委員会
冷凍空調装置の施設基準検討分科会
議事概要

1. 日 時 : 平成 25 年 6 月 24 日(月) 13:30~17:00
2. 場 所 : 高圧ガス保安協会 第 3 会議室
3. 出 席 : 委員: 福田主査、辻副主査、松浦、小田、新、澤柳、山本、三浦、桐生
KHK: 松本、飯沼、鈴木
4. 配付資料:
 - 資料 68 前回議事概要(案)
 - 資料 63Rev. 2 冷凍空調装置の施設基準 NH₃編 施設基準/現行基準 対照表
 - 資料 66 資料 63 の冷凍空調装置の施設基準 (アンモニアの施設編) の課題に対する回答及び意見等
 - 資料 67 Rev. 1 資料 63 の冷凍空調装置の施設基準 (アンモニアの施設編) の課題に対する事務局案
5. 定足数報告: 事務局から定足数を満たす旨報告があった。
6. 議事
 - (1) 前回議事概要の確認について
資料 65 に基づき、前回の議事が通読され、承認された。
 - (2) 冷凍空調装置の施設基準 (アンモニア施設編) の作成について
資料 63Rev.2 に基づき事務局から説明があり、次のことを決めた。
 - 用語の意味の 2.5 冷媒ガスの加害性について、本基準で規定している項目はないが、ISO 5149 ドラフトでは、アンモニアは B2L として分類されており、解説でその旨記載してはどうか。
 - 2.20 貯蔵容器は、過去には存在していたが、現在はないため削除することとした。

- 2.25 緊急遮断弁は、緊急遮断装置とする。

- 4.3.1 火気との隔離における表3 火気設備の区分と距離における距離の欄で、「冷凍能力が20トン以上」、「冷凍能力が20トン未満」は、冷凍保安規則関係例示基準の1.1（冷媒ガスが可燃性である場合）の表現と整合させ、それぞれ「第一種製造者」、「第二種製造者」とする。

- 4.4 b)の900mmは、0.9mとする。

- 4.4 g)の「交換器類であって冷却管を抜取り、若しくは交換する必要のあるもの、又はこれに類するものには、・・・・・・」を「交換器類であって冷却管を抜取り、若しくは交換の作業をする必要のあるもの又はこれに類する作業には、・・・・・・」とする。

- 4.6.1 開口部の面積及び位置、4.6.2 機械換気装置、4.7 冷媒ガスの放出管は、冷凍保安規則ではアンモニア冷媒ガスを外気に放出する際は除害装置を介して行うこととなっている。
上記4.6.1、4.6.2及び4.7項について、除害装置を設けることを前提として、改正案を新委員に検討いただき、当該案を各委員にメールで送付することとした。

- 4.9.4 緊急遮断装置の遮断性能における「5～6 kg/cm²」を「0.5～0.6MPa」、「50 mm ℓ」を「50mL」及び「330 mm ℓ」を「330mL」とする。

- 表7 冷媒充填量に応じた基準値について、解説で例示基準14による基準値である旨を記述する。

- 4.12 配管識別標識の図8 配管内の物質・危険・消火を示す記号（例示）における「橙」は現行基準と同様に「黄赤」とする。

- 4.13.1 呼び冷媒ガスの保管 a) 1)における150kgを50kgに訂正する。

- 同 b) 予備の冷媒ガスが充填されている貯蔵容器は、過去には存在していたが、現在はないため削除することとした。

○4.13.2 d)の貯蔵容器は、同趣旨から削除する。

○4.14 警戒標について、第一種製造事業者のみに規制されているのではないかとの意見に対し、通達により第二種製造事業者についても掲示する旨指導されている。

次回、当該通達を確認したうえ、再度検討することとした。

(3) その他

・本日の質疑を踏まえて事務局で資料を整理することとし、次回は、8月26日及び28日から30日のいずれかで開催することとした。

以上